

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 11 月 20 日

横浜市契約事務受任者
経済局長 工藤 哲史

1 契約の概要

横浜市中央卸売市場食肉市場冷凍機故障に伴う発電機・冷凍車レンタル

2 履行（納品）場所

横浜市中央卸売市場食肉市場
鶴見区大黒町 3-53

3 契約日

令和 7 年 9 月 19 日（金）

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）～11 月 30 日（日）

5 契約金額

3,172,862 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

中西工業株式会社 代表取締役 中西 栄介
群馬県伊勢崎市今井町 732 の 1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和 7 年 9 月 18 日（木）、横浜市中央卸売市場食肉市場において、仲卸業者の精肉製品を保管している F 級冷凍庫（-28°C）の冷凍機が故障し、冷却機能が停止しました。この故障は、経年劣化により配管が損傷したことによるものと考えられ、凍結した庫内を溶かして配管を露出させたうえで、損傷か所を特定し修繕を行う必要があり、速やかな復旧は不可能であることがわかりました。当該冷凍機は本市が管理する設備であり、管理責任は本市にあります。凍結された製品が溶解した場合、商品価値が喪失し、仲卸業者に莫大な損失が発生することが見込まれますが、仲卸業者の自社設備には今回の保管量を受け入れるだけの余裕がなく、当該冷凍機を管理する本市が一刻も早く代替の冷凍設備を用意する必要がありました。対応を検討した結果、同等の温度で管理できる冷凍車を場内に設置し、凍結した製品を移したうえで、冷凍機が復旧

するまでの間、製品を保管すること以外に対応策はありませんでした。また、冷凍車をスタンバイ状態で維持するための電源の補助として発電機を併せて手配する必要がありました。冷凍車及び発電機の手配は、でき得る限り早急に実施しなければならないことから、本来の契約手続きによらず、口頭緊急契約により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

必要な機能を備えた発電機・冷凍車を即日手配することが可能であったため。

9 所管課

経済局中央卸売市場食肉市場運営課